

経税部だより

# 時代に逆行する国税通則法「改正」法案

税理士 和泉節夫

「リョウチョウ」(国税局資料調査課の略称)によるマル査(査察)まがいの税務調査が横行し、目に余る人権侵害事件が多発するという税務行政のあり方が、問題視されてきた。

納税者の権利擁護を何としても法制化するべきという切実な声が全国的に高まり、ほとんどの先進国で制定されている納税者権利憲章を制定する法案が国税通則法「改正」案として、ようやく民主党政府から先の通常国会に提出された。

納税者権利憲章の制定は、民主党の2009(平成21)年衆院選マニフェストにも掲げられ、

問題点はあったものの、制定運動をバックに成案が提出されるまでごきごきしたことは画期的な出来事だった。しかし、法案は東日本大震災による深刻な災害からの復旧、復興が緊急課題になったことにより、税法改正については必要最小限の改正にとどめ、継続協議とされていた。

ところが、国会の閉会中に、民主党は、自民党と公明党とで実務者レベルの密談を行い、10月20日に開会された臨時国会で、驚くべき内容に交質させられた国税通則法「改正」案を抜き打ち的に提出した。

特に見過ごすことができない「改正」事項は税務調査に関する次の条項である。

①帳簿・書類等の提示・提出義務  
税務調査において、帳簿・書類等の提示・提出を拒んだり、偽りの帳簿等を提出した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すというもの。法律が改定されると、税務署員は罰則を盾に提示・提出を強要する

②帳簿・物件等の留置権  
提出した帳簿・物件等を税務署内に「留め置く」ということができるようになるというもの。

③帳簿・書類等の留置権  
提出した帳簿・物件等を税務署内に「留め置く」ということができるようになるというもの。

④修正申告の勧奨  
修正申告の勧奨をすることができる

⑤調査終了時の手続  
非違がないときは終了通知書を交付  
非違があるときは調査結果を文書で交付

⑥更正の請求期間  
納税者からの税額の減額請求(更正の請求)  
課税庁による税額の増加(増額更正)  
税務調査の期間

⑦更正の請求期間  
納税者からの税額の減額請求(更正の請求)  
課税庁による税額の増加(増額更正)  
税務調査の期間

⑧理由附記  
更正処分等の理由附記(現行法は青色申告者のみ理由附記)  
白色申告者に対する理由附記(現行法では理由附記不要)

⑨理由附記  
更正処分等の理由附記(現行法は青色申告者のみ理由附記)  
白色申告者に対する理由附記(現行法では理由附記不要)

⑩理由附記  
更正処分等の理由附記(現行法は青色申告者のみ理由附記)  
白色申告者に対する理由附記(現行法では理由附記不要)

⑪理由附記  
更正処分等の理由附記(現行法は青色申告者のみ理由附記)  
白色申告者に対する理由附記(現行法では理由附記不要)

⑫理由附記  
更正処分等の理由附記(現行法は青色申告者のみ理由附記)  
白色申告者に対する理由附記(現行法では理由附記不要)

## 葬られた納税者権利憲章

知らぬ間に、法案から納税者権利憲章の策定を見送り、「国税通則法」という法律の名称を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に変えるはずだった当初案を撤回して現行のままにしている。さらに、国税通則法第1条(目的)に盛り込むべき「国税に関する国民の権利利益の保護を図りつつ」という肝心の文言も削ってしまったのである。

報道によれば、「権利」という表現を嫌う自民党が反対していることが理由とのことだが、長年にわたる税制の民主化を求めてきた納税者の運動の成果は一夜にして葬り去られ、民主党に完全に裏切られてしまった。消費

税10%への増税を首相が勝手に国際公約したり、混合診療の全面解禁や世界に冠たる日本の医療保険制度の崩壊につながるTPPへ参加表明をしたり、庶民増税企業減税の復興法案提出など、民主党政権にいただいた国民の期待がごとごとく砕かれてきた流れと軌を一にしているように思う。

税務調査の文書による事前通知も取りやめ、修正申告に必要な、文書による調査結果の通知もなくなりという徹底ぶりだ。

失われ、納税者に対する義務だけが一層重くされてしまう、時代錯誤もはなはだしい悪法に化けてしまった。

「改正」事項は税務調査に関する次の条項である。

①帳簿・書類等の提示・提出義務  
税務調査において、帳簿・書類等の提示・提出を拒んだり、偽りの帳簿等を提出した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すというもの。法律が改定されると、税務署員は罰則を盾に提示・提出を強要する

②帳簿・物件等の留置権  
提出した帳簿・物件等を税務署内に「留め置く」ということができるようになるというもの。

## 査察まがいの税務調査に

行に領置権を認めていないので、税務署員が「帳簿・書類等を預かりたい」と申し出ても、納税者が断れば持ち帰ることができない。「改正」法が通れば、帳簿・書類の持ち帰りは当り前のことになってしまい、帳簿やカルテを持ち帰られたらたちまち業務に支障をきたすことになりかねない。

政府・民主党は、開会中の臨時国会で「改正」法案を成立させようとしているが、優先される補正事項をなくした国税通則法「改正」法案を急

いで成立させる必要はない。納税者の権利を法制化するために予定されていた条項をなくした国税通則法の改正は何の意味もななかった。そればかりか、逆に納税者の義務だけが強化されるものとなる。

「改正」法案が通れば、危険な法案の内容を知れば、知るほど納税者ならどなたでも反対せざるを得ない法案だと思ふ。この記事を書いて

いる時点で、国会情勢は緊迫しているとのニュースが入っており、本紙が発行される頃には衆議院を通過している可能性があるが、あくまでも廃案を求める私たちの立場にご理解、ご協力をお願いしたい。

「廃案にするしかない」

「廃案にするしかない」

「廃案にするしかない」

## 法案は廃案にするしかない

「廃案にするしかない」

「廃案にするしかない」

「廃案にするしかない」

「廃案にするしかない」

「廃案にするしかない」

「廃案にするしかない」

「廃案にするしかない」

「廃案にするしかない」

## こんなにも変わる国税通則法改正法案

改正項目

当初改正法案

今回見直し法案

納税者権利の法制化

税務調査

更正の請求期間

理由附記

## ここがオススメ!

基本紙面は協会が責任編集

記事の差し替えで個性が光る

年間1800件超の患者さんの声

ご利用にあたって

◇B5サイズ・4頁・オールカラー

◇偶数月25日発行 ◇100部14,100円から

〈お申し込み・お問い合わせ〉

大阪府歯科保険医協会 ☎06-6568-7731

